

【様式編】

記載例

# 洪水時の避難確保計画

【施設名： (社福) ○○○○○○ 】

年 月 日 作成

## 様式編 目 次

町に提出（様式 6 は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	}	様式 1
2	計画の報告	1		
3	計画の適用範囲	1		
	施設周辺の避難地図	2		別紙 1
	施設内の避難経路図	3		別紙 2
4	防災体制	4		様式 2
5	情報収集・伝達	5		様式 3
6	避難誘導	6		様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	7	}	様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	7		
9	自衛水防組織の業務に関する事項	8		様式 6

個人情報等を含むため適切に管理 町への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	9		様式 7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	10		様式 8
12	緊急連絡網	11		様式 9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	11		様式 10
14	対応別避難誘導方法一覧表	12		様式 11
15	防災体制一覧表	13		様式 12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	14	}	自衛水防組織を設置する場合のみ作成
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	15		
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	15		

**1 計画の目的**

この計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**2 計画の報告**

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を町長へ報告する。

**3 計画の適用範囲**

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

**【施設の状況】**

本施設における利用者と職員の数、並びに想定される浸水は次のとおりである。

施設の利用者と職員数

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 <b>100</b> 名	昼間 <b>30</b> 名	休日 <b>15</b> 名	休日 <b>5</b> 名
夜間 <b>0</b> 名	夜間 <b>0</b> 名		

想定される浸水

対象	該当の有無	浸水深	浸水継続時間
森戸川	<b>有</b>	<b>0.5</b> m ~ <b>3.0</b> m 未満	<b>12 時間</b> 未満
下山川		m ~ m 未満	以上 未満

## 【施設周辺の避難地図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップ等の浸水深及び浸水継続時間から、次のとおりとする。

洪水ハザードマップは葉山町公式ホームページ又は神奈川県ホームページから確認する。

## 洪水ハザードマップ

防災関連マップのページから「森戸川及び下山川の想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域図」を確認してください。

(防災関連マップ <https://www.town.hayama.lg.jp/kurasu/7749.html>)

神奈川県のホームページでも公表されています。

(県 HP <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/cnt/f3747/p1039490.html>)

## 避難地図

土砂災害時の避難確保計画【記載例】を参考にしてください。

【施設内の避難経路図】

施設内で安全を確保する（屋内安全確保）場合は次のとおりとする。

避難経路図

土砂災害時の避難確保計画【記載例】を参考にしてください。

4 防災体制

体制に応じた活動内容及び対応要員を、次のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水注意報発表</li> <li>森戸川（下小路橋）氾濫注意水位超過</li> </ul>	<p>注意体制確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報の情報収集</li> </ul>	<p>情報収集伝達要員</p>
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難準備・高齢者等避難開始発令</li> <li>洪水警報発表</li> <li>森戸川（下小路橋）避難判断水位超過</li> </ul>	<p>警戒体制確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報の情報収集</li> <li>使用する資機材の準備</li> <li>保護者への事前連絡</li> <li>避難支援の協力依頼</li> <li>避難所の開設状況の確認</li> <li>要配慮者の避難誘導</li> </ul>	<p>情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員</p>
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告又は避難指示（緊急）発令</li> <li>森戸川（下小路橋）氾濫危険水位超過</li> </ul>	<p>非常体制確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内全体の避難誘導</li> </ul>	<p>避難誘導要員</p>

上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統轄管理者）の指揮命令に従うものとする。

## 5 情報収集・伝達

### (1) 情報収集

ア 収集する主な情報及び収集方法は、次のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ・ラジオ 気象庁ホームページ 葉山町ホームページ 葉山町防災情報メール など
河川水位情報	神奈川県ホームページ 「雨量水位情報ポータル」 国土交通省ホームページ 「川の防災情報」 など
避難情報 〔避難準備・高齢者等避難開始〕 避難勧告 避難指示（緊急）	防災行政用無線 テレホンサービス（0800-800-7667） 葉山町公式ツイッター（@hayama_town） テレビ神奈川（tvk）データ放送 湘南ビーチFM（78.9MHz） 葉山町ホームページ 葉山町防災情報メール 緊急速報メール など

緊急速報メールとは、国や気象庁、葉山町が配信する「災害・避難情報」などを、対象エリアにいる方の携帯電話に配信するサービス。

イ 施設の職員は、町が災害情報などを携帯電話やパソコン等にメール配信する「葉山町防災情報メール」を登録し、情報収集に努める。

葉山町防災情報メール

登録用アドレス [bousai.hayama-town@raid3n3.ktaiwork.jp](mailto:bousai.hayama-town@raid3n3.ktaiwork.jp)

配信される情報

気象警報（大雨警報、洪水警報等） 避難情報 など



### (2) 情報伝達

ア 避難情報や洪水予報等が発令されたこと等を把握した職員は、直ちに施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統轄管理者）にその内容を報告する。

イ 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

## 6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

本施設では、「**森戸川流域**」に避難情報が発令された際に、避難の対象となる。

避難を開始する場合は避難場所の開設状況を葉山町防災情報メールや葉山町ホームページ等から確認する。

### (1) 避難場所

避難場所は**土砂災害が想定されない区域**に定める。

ただし、利用者の移動に伴うリスクが高く、また、避難に要する時間が十分に確保出来ない場合は、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

### (2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙 1 及び別紙 2」のとおりとする。

### (3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、次のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所 (洪水想定区域外)	<b>葉山小学校</b>	( <b>900</b> ) m	■徒歩 車両 ( ) 台
屋内安全確保	<b>本施設 3 階</b>		

### (4) 避難誘導方法

時間帯毎(昼夜、休日)の避難する人数、従業員数を考慮し、避難誘導體制は、次のとおりとする。

**避難場所(葉山小学校)までの順路、道路状況について説明する。**

**避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。**

**避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。**

**避難誘導員は、避難者が誘導員と識別できよう誘導用ビブスを着用する。暗くなつてからの避難にあたっては照明器具を用いるなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。**

**職員のみでの避難誘導に支障がある場合は、地域や外部の関係者に応援を要請する。**

**避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。**

**施設からの退出が概ね完了した時点で、未避難者の有無について確認する。**



## 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材等については、下表「避難確保資機材等一覧」に示すとおりである。

これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資機材一覧

備 蓄 品	
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、携帯電話、携帯電話用バッテリー、タブレット、ファックス、懐中電灯、電池
避難誘導	名簿（職員、施設利用者）、案内旗、誘導員用ビブス、トランシーバー、携帯電話、携帯電話用バッテリー、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池
施設内の一時避難	水 3日分（1人あたり1日3 ）、食料 3日分（1人あたり9食分） 寝具、防寒具
障害者	補装具、日常生活用具
その他	ウェットティッシュ、ゴミ袋、タオル、土のう

## 8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

## 9 自衛水防組織の業務に関する事項

( 1 ) 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

( 2 ) 自衛水防組織においては、次のとおり訓練を実施するものとする。

ア 毎年 4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

イ 毎年 5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

( 3 ) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を町長へ報告する。

### 10 防災教育及び訓練の年間計画

<b>防災体制の確立・避難確保計画の年度版作成</b>	情報収集伝達要員・避難誘導要員の任命や外部からの支援体制等を確認し、避難確保計画に反映します。	<b>実施予定月日</b>	4 月 1 日
↓			
<b>従業員への防災教育</b>	避難確保計画等の情報の共有 過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 など	<b>実施予定月日</b>	4 月 25 日
<b>施設利用者への防災教育</b>	水害の危険性や避難場所の確認 緊急時の対応等に関する保護者、家族への説明 など	<b>実施予定月日</b>	4 月 25 日
↓			
<b>通所施設</b>			
<b>情報伝達訓練</b>	従業員の緊急連絡網の試行 保護者への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 など	<b>実施予定月日</b>	5 月 20 日
<b>保護者による引き取り訓練</b>	保護者の緊急連絡網の試行 連絡後、全施設利用者を保護者に引き渡すまでにかかる時間の計測 など	<b>実施予定月日</b>	5 月 20 日
↓			
<b>避難訓練</b>	防災体制と役割分担の確認、試行 施設関係者以外の支援者への協力要請手段の確認、試行 施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測 など	<b>実施予定月日</b>	5 月 30 日
↓			
<b>避難確保計画の更新</b>	避難を円滑かつ迅速に確保するために、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。	<b>実施予定月日</b>	3 月 15 日

## 11 施設利用者緊急連絡先一覧表 (例)

施設利用者			緊急連絡先				その他 (緊急搬送先等)
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

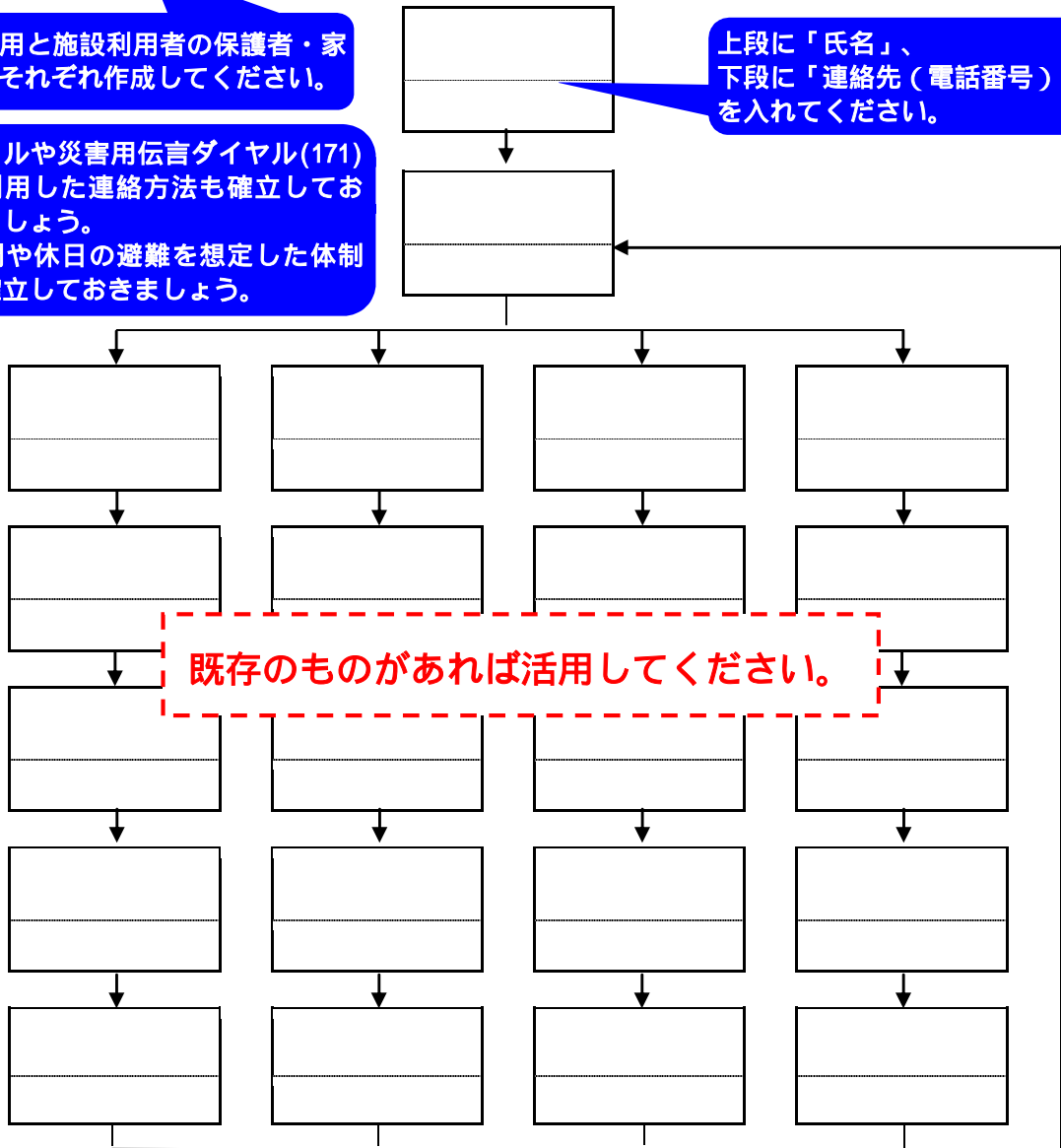
既存のものがあれば活用してください。

12 緊急連絡網（例）

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル(171)を利用した連絡方法も確立しておきましょう。  
夜間や休日の避難を想定した体制も確立しておきましょう。

上段に「氏名」、  
下段に「連絡先（電話番号）」  
を入れてください。



13 外部機関等への緊急連絡先一覧表（例）

連絡先	担当部署	電話番号	連絡可能時間	備考
町（福祉担当）				
消防署				
警察署				
避難誘導等の支援者				
医療機関				

14 対応別避難誘導方法一覧表

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

既存のものがあれば活用してください。

該当番号を記入

- 避難所へ移動**  
 1. 単独歩行が可能 2. 介助が必要 3. 車いすを使用 4. ストレッチャーや担架が必要  
 5. その他
- その他の対応**  
 6. 自宅に帰宅 7. 病院に搬送 8. その他

15 防災体制一覧表

管理権限者 ( **葉山太郎** ) ( 代行者 **森戸花子** )

<b>情報収集 伝達要員</b>	担当者	役 割
	班長 ( <b>長柄次郎</b> ) 班員 ( <b>2</b> ) 名 ・ ・	状況の把握、情報内容の記録 館内放送等による避難の呼び掛け 気象予報等の情報の収集 関係者及び関係機関との連絡
<b>避難誘導 要員</b>	担当者	役 割
	班長 ( <b>堀内海子</b> ) 班員 ( <b>2</b> ) 名 ・ ・	避難誘導の実施 未避難者、要救助者の確認

## 別添 「自衛水防組織活動要領」

### (自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) \_\_\_\_\_(最低限、通信設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、\_\_\_\_\_勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

### (自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあつて、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

### (自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

### (自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。



別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

管理権限者 ( <b>葉山太郎</b> ) ( 代行者 <b>森戸花子</b> )		
総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
	班長 ( <b>長柄次郎</b> ) 班員 ( <b>2</b> ) 名 ・ ・	自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 館内放送等による避難の呼び掛け 気象情報等の情報の収集 関係者及び関係機関との連絡
避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
	班長 ( <b>堀内海子</b> ) 班員 ( <b>2</b> ) 名 ・ ・	避難誘導の実施 未避難者、要救助者の確認

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	<b>名簿 ( 従業員、利用者等 )</b> <b>情報収集及び伝達機器 ( ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等 )</b> <b>照明器具 ( 懐中電灯、投光機等 )</b>
避難誘導班	<b>名簿 ( 従業員、利用者等 )</b> <b>誘導の標識 ( 案内旗等 )</b> <b>情報収集及び伝達機器 ( タブレット、トランシーバー、携帯電話等 )</b> <b>懐中電灯</b> <b>携帯用拡声器</b> <b>誘導用ピブス</b>